

## BODIK パートナー制度規程

### 第1条（目的）

本規程は、公益財団法人九州先端科学技術研究所（以下「ISIT」という。）が運営する「BODIK パートナー制度」（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

本制度は、公共データ、オープンデータ、生成 AI、自治体 DX 等の分野において、企業・団体等との連携を促進し、技術実証、共同研究、地域課題解決及び新たな価値創出を推進することを目的とする。

### 第2条（制度の位置づけ）

本制度は、単なるスポンサー制度ではなく、ISIT 及び BODIK コミュニティとともに、実証、共創、技術連携及びコミュニティ活動を推進するためのパートナーシップ制度とする。

### 第3条（対象）

本制度の対象は、以下のいずれかに関心を有する法人、団体又は個人事業者とする。

- (1) オープンデータ、公共データ及び生成 AI 等を活用した社会実証、共同研究
- (2) 自治体との連携による地域課題解決
- (3) 公共データを活用したサービス、製品又は事業開発
- (4) BODIK コミュニティへの参加及び共創活動

### 第4条（パートナー区分）

本制度におけるパートナー区分及びその会費（年額相当・消費税込）は、次のとおりとする。なお、入会時期等に応じた具体的な支払額については、別表1の定めによるものとする。

- (1) BODIK Special Partner（※ISIT が特に認めた企業・団体が対象）  
年額 無償
- (2) BODIK Partner  
年額 300,000 円
- (3) BODIK Strategic Partner  
年額 1,000,000 円

### 第5条（ISIT 賛助会員）

本制度の有償パートナーは、ISIT の賛助会員として登録されるものとする。

- 2 各パートナー区分の年額費用には、ISIT 賛助会費が含まれるものとする。賛助会費

は、4月から9月までの入会者は年額60,000円、10月から翌年3月までの入会者は年額30,000円とし、当該賛助会費相当額については消費税法上の課税対象外（非課税）とする。

3 前項を除く残額（BODIK事業費）については、BODIK事業の運営等に充当する。なお、10月から翌年3月までの入会者については、BODIK事業費を規定額の半額とする。また、BODIK事業費相当額は消費税法上の課税対象（消費税率10%）とし、第4条に定める会費総額は、非課税である賛助会費と、消費税を含むBODIK事業費の合計額とする。

4 各区分における費用内訳は、別表1のとおりとする。

5 ISIT賛助会員に関する詳細は、別途定める「公益財団法人九州先端科学技術研究所賛助会員規則」によるものとする。

6 BODIK Special Partnerについては、ISIT賛助会員登録の対象外とする。

## 第6条（提供内容）

各パートナー区分に応じ、ISITは別表2に定める内容を基本として、その他ISITが適当と認める支援を提供することができる。

2 各提供内容の詳細な条件、利用方法及び提供範囲については、ISITが別途定めるガイドライン、利用条件又は個別契約等によるものとする。なお、別表2に定める「委託業務におけるODCS管理画面アクセス権の付与および直接サポートの受給」の適用にあたっては、当該業務の委託元である登録ユーザーが「BODIK ODCS利用規約」に定める有償プランに加入していることを条件とする。

## 第6条の2（BODIK Special Partner）

BODIK Special Partnerは、BODIKの理念及び活動趣旨に賛同し、地域課題解決又は共創活動においてISITと連携する企業・団体のうち、ISITが特に認めた者を対象とする。

2 BODIK Special Partnerは、ISITからの招待又は協議に基づき設定する。

## 第7条（申込）

本制度への加入を希望する者は、ISITが定める方法により申し込みを行うものとする。

## 第8条（加入承認）

ISITは、申込内容を確認の上、本制度の趣旨に適すると認めた場合に加入を承認する。

2 ISITは、次の各号に該当する場合、加入を承認しないことができる。

(1) 特定の政治・思想・宗教等に関する活動を目的とする者又はISITの取り組みをこれらの活動に利用する恐れのある者

(2) 第12条1項各号に定める反社会的勢力又は反社会的勢力との関係が認められる場合

- (3) 本制度の趣旨に著しく反する場合
- (4) その他 ISIT が不適切と判断した場合

3 ISIT は、第 1 項の承認を行った場合、申込者に対し、書面又は電子メール等により加入承認通知を送付するものとする。

### 第 9 条（有効期間）

パートナー資格の有効期間は、加入日から当該日の属する年度の末日（3月31日）までとする。

2 有効期間満了の 1 か月前までに退会の申し出がない場合は、次年度の 1 年間（4月1日から翌年 3 月 31 日まで）について自動更新するものとし、以後も同様とする。

### 第 10 条（退会）

パートナーは、ISIT へ書面又は電子メール等により通知することで、いつでも本制度を退会できる。

2 本制度を退会したパートナーは、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、原則として ISIT 賛助会員についても同時に退会するものとする。ただし、パートナーが退会時に ISIT 賛助会員の継続を希望する旨の意向を示した場合はこの限りではなく、引き続き賛助会員資格を維持することができる。

3 既納の会費については、原則として返還しない。

### 第 11 条（資格停止・取消）

ISIT は、パートナーが次の各号に該当した場合、資格を停止又は取消することができる。

- (1) 本規程に違反した場合
- (2) BODIK 又は ISIT の信用を毀損する行為を行った場合
- (3) 会費の未納がある場合
- (4) 加入後に第 8 条第 2 項各号（反社会的勢力や公序良俗違反など）のいずれかに該当していたことが判明した場合
- (5) その他 ISIT が不適切と判断した場合

2 ISIT は、前項の規定により資格を停止又は取消したときは、当該パートナーに対し、速やかに書面又は電子メール等によりその旨を通知するものとする。

### 第 12 条（反社会的勢力の排除）

パートナーは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを誓約するものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）

(2) 反社会的勢力等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2 パートナーは、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行ってはならない。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動を用い、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて ISIT の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 ISIT は、パートナーが前二項の規定に違反した場合、又は加入後に前二項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、催告なしにパートナー資格を即時取り消すことができる。この場合において、既納の会費は返還しない。

4 本条は、福岡県暴力団排除条例及び福岡市暴力団排除条例の趣旨に準じて運用するものとする。

### 第 13 条（禁止事項）

パートナーは、本制度に関連して、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

(1) 法令、公序良俗又は本規程に違反する行為

(2) BODIK 又は ISIT の信用又はブランドを毀損する行為

(3) ISIT 又は自治体との関係について、誤解を招く表示又は説明を行う行為

(4) 提供された検証環境、API、ロゴその他の提供物を不適切に利用する行為

(5) その他、本制度の目的に著しく反する行為

### 第 14 条（知的財産）

共同研究、PoC、実証等における成果物、知的財産権等の取扱いについては、必要に応じて個別契約又は覚書等により別途定める。

### 第 15 条（秘密保持）

パートナーは、本制度を通じて知り得た ISIT の技術上、営業上その他業務上一切の情報であって、公となっていないもの（以下「非公開情報」という。）について、ISIT の承諾なく第三者へ開示してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、退会又は資格取消の後も永続的に存続するものとする。

## 第 16 条（検証環境、API 及びパートナーロゴの利用）

ISIT は、パートナー区分に応じて、BODIK 検証環境、API 及びパートナーロゴの利用を認めることができる。

2 パートナーは、検証環境、API 及びパートナーロゴを、本制度の目的に沿って適切に利用しなければならない。

3 検証環境、API 及びパートナーロゴの利用条件、技術的制限、セキュリティ要件、ブランド利用ルールその他必要事項については、ISIT が別途定めるガイドライン、利用条件又は個別契約等によるものとする。

4 パートナーによる利用が、BODIK 又は ISIT の運営に支障を及ぼすおそれがあると ISIT が判断した場合、ISIT は利用停止その他必要な措置を講じることができる。

## 第 17 条（自治体連携及び共同事業）

ISIT は、BODIK Strategic Partner に対し、自治体との対話機会、情報交換、マッチングその他の連携支援を行うことができる。

2 自治体との具体的な契約、業務、PoC、共同研究等については、必要に応じて個別契約、覚書その他の合意により別途定めるものとする。

3 本制度への参加は、自治体との契約締結、案件採択、予算化又は共同事業の成立を保証するものではない。

## 第 18 条（規程の変更）

ISIT は、必要に応じて本規程を変更できるものとする。変更後の規程は、BODIK の Web サイト等への掲載をもって効力を生じる。

2 会費の改定を行う場合は、当該改定が適用される更新期の 3 か月前までに既存パートナーに通知するものとする。

3 ISIT の組織変更、行政方針の変更その他やむを得ない事由により本制度を廃止する場合は、廃止の 3 か月前までに通知するものとする。この場合における既納会費の取扱いは、ISIT とパートナーが別途協議の上定めるものとする。

## 第 19 条（免責）

ISIT は、次の各号によりパートナーに生じた損害について責任を負わない。

(1) 天災地変、感染症、行政方針の変更その他不可抗力による本制度内容の変更又は停止

(2) 検証環境、API その他提供サービスの障害、停止又はデータ消失

(3) 自治体連携支援、PoC 又は共同研究の結果、契約締結、案件採択、成果創出等に至らなかったこと

2 ISIT がパートナーに対して損害賠償責任が生じる場合であっても、その責任範囲は、

当該年度に当該パートナーが支払った BODIK 事業費を上限とする。

#### **第 20 条（個人情報及び法人情報の取扱い）**

ISIT は、パートナーから取得した個人情報及び法人情報を、次の各号に定める目的の範囲内で利用する。

- (1) 本制度の運営及び管理（会費請求、特典提供、連絡等）
- (2) BODIK 公式サイトへの社名及びロゴ掲載
- (3) イベント案内その他の BODIK 関連情報の提供

2 ISIT は、パートナーの個人情報及び法人情報を、ISIT のプライバシーポリシーに従い適切に管理するものとする。

#### **第 21 条（準拠法及び合意管轄）**

本規程は日本法に準拠するものとする。

2 本規程に関し紛争が生じた場合は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 22 条（協議）**

本規程に定めのない事項又は本規程の解釈について疑義が生じた場合は、ISIT とパートナーが誠実に協議の上、これを解決するものとする。

#### **附則**

本規程は、2026 年 7 月 1 日より施行する。

別表 1 (費用内訳)

※会費総額は消費税込みの表記。内、ISIT 賛助会費は非課税、BODIK 事業費は 10%消費税込みの金額となる。

※加入開始月が 10 月～3 月の場合、初年度の年会費のみ半額となり、次年度より通常の年会費となる。

区分	加入開始月	合計費用 (税込)	内 ISIT 賛助会費 (非課税)	内 BODIK 事業費 (税込)
BODIK	4 月～9 月	300,000 円	60,000 円	240,000 円
Partner	10 月～3 月	150,000 円	30,000 円	120,000 円
BODIK	4 月～9 月	1,000,000 円	60,000 円	940,000 円
Strategic Partner	10 月～3 月	500,000 円	30,000 円	470,000 円

別表 2 (提供内容一覧)

提供内容	BODIK Partner	BODIK Strategic Partner
BODIK 公式サイトへの社名掲載	○	○
BODIK 公式サイトへのロゴ掲載	○	○
BODIK 関連イベントへの参加	○	○
BODIK パートナーロゴの使用	○	○
イベント登壇機会の提供	○	○
委託業務における ODCS 管理画面アクセス権の付与および直接サポートの受給 (※ODCS 登録ユーザーの有償プラン加入が条件)	○	○
自治体との情報交換・マッチング支援	—	○
PoC・共同研究の実施協議	—	○
BODIK コミュニティ専用 Slack チャンネルの利用	—	○
API 利用制限の緩和又は個別調整	—	○